

(訪問看護・介護予防訪問看護)

提供サービスの種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
開設者名称	一般社団法人 北海道総合在宅ケア事業団
事業所名称	新ひだか地域訪問看護ステーション
事業所所在地	〒056-0004 日高郡新ひだか町静内緑町4丁目5番1号 新ひだか町保健福祉センター 1階
事業所電話番号	0146-43-0192
F A X 番号	0146-43-0193
管理者名	渋谷 有希子
窓口担当者名	渋谷 有希子
職員数	7名
開設曜日及び開設時間	月曜日～金曜日 9時00分～17時15分
事業所の特徴(PR)	<p>訪問看護ステーションとは、「住み慣れた家で療養したい」と思っている方のお宅に伺います。</p> <p>介護保険、医療保険で自宅療養中の方に訪問し、専門的な視点で看護を提供します。</p> <p>また、緊急時訪問看護体制を整えていますので、状態の変化や緊急の処置など、かかりつけ医との連携を取り、24時間いつでも迅速にお応えすることができます。</p> <p>「支える手・つながる心」を基本理念に町の様々なサービス事業者や医療機関の方々と連携をはかり、安心できる在宅療養をお支えします。</p>
利用料金	別紙利用料金表のとおり (医療保険:費用の額の1～3割) (介護保険:費用の額の1割または2割)
ホームページ	

新ひだか地域訪問看護ステーション サービス費用のめやす

所要時間	資格	サービス費用	
		要介護	要支援
30分未満	保健師、看護師	469円	449円
30分以上 60分未満	保健師、看護師	819円	790円
60分以上 90分未満	保健師、看護師	1,122円	1,084円

《 加算 》

- 初回加算 ～ 初回の利用月につき300円の加算をします。
- 特別地域加算 ～ サービス費用の合計に15%の加算をします。
- サービス提供体制加算 ～ 1回の利用につき6円の加算をします。
- 緊急時訪問看護加算 ～ 1月につき574円の加算をします。(必要な方のみ)
- 特別管理加算 ～ (Ⅰ) 500円 (Ⅱ) 250円 (必要な方のみ)

※ 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(例) 月に4回 30分未満の利用をした場合

訪問看護費	+	回数	=	計
469円		4回		1,876円
				+
				特別地域加算
				281円
				+
				サービス提供体制加算
				24円
				合計
				2,181円